

# 知財立国に向けて 手をつなごう！(Hand in Hand)

日本弁理士クラブ平成17年度幹事長

久保 司



日本弁理士クラブ（以下、日弁と略す）の会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成17年2月1日より、本年度日弁幹事長の重責を担うことになり、既に活動を始めておりますが、この日弁誌の場をお借りして、一言ご挨拶をさせていただきます。

2002年2月の小泉首相の施政方針演説において知財立国宣言がなされ、政府はその実現に向けて「国際競争力ある世界に通用する制度の構築」に取り組み、知的財産戦略の改革の検討が急ピッチで進められて来ました。本年度も6月に知的財産推進計画2005が出され、項目も450に広がっております。

われわれ弁理士も知財の専門家として、政府の「知的財産推進計画」の実行に積極的に参画しており、これからも日本弁理士会の負担範囲は大いに広がることと思われます。

日弁は春秋会、南甲弁理士クラブ、P A会、無名会、稲門弁理士クラブの5会派からなる、会員2千数百名の日本弁理士会内の最大組織として、日本弁理士会を支える責務があります。

そこで、本年度の日弁標語・スローガンは、「手をつなごう！」(Hand in Hand)といたしました。

これはわが日弁のマークが5会派を示す5つの楕円の輪からなるように、5会派がしっかりと結束していくことはもとより、他の会派との連携、さらには会派に属しない方も含めて、日本弁理士会の会員全員がそれぞれ手をつなぐことを願うものです。

日弁は50年余の永き歴史を有し、日本弁理士会に対し幾多の有為な人材を輩出し、その運営の中心と

して貢献してきましたが、日本弁理士会内の最大組織として、これまでのように日本弁理士会を支える責務がある他、常に政策を提言し続ける集団であることをお約束いたします。

日本弁理士会の役員制度も権限の新たな常議員の誕生、また、執行理事の新設などと来年度から変わり、さらにその次の年には会長任期が2年制となることが決められています。

そこで、本年度日弁幹事会としては、日弁5派全体の団結の強化と、日弁運営の透明化の下で、日本弁理士会の新たな役員組織の運営に関して全力投球で協力する所存です。

私事ですが、たまに蕎麦を打ちます。普通、蕎麦は、そば粉とつなぎと称せられるうどん粉等の混合で練られ、その割合で、二八そばとか七三そばとか言われます。二八そばは、そば粉が八割、つなぎであるうどん粉が二割のそばです。つなぎがないとそば粉がうまくつながらないのです。

ところが、つなぎなしの100%そば粉の蕎麦があり、これは生粉打ち（きこうち）と言われるもので、「ねり」、「くくり」、「のし」の一連のそば打ちの作業で、つなぎありの打ち方と変わることなく、そば粉がつながるのです。究極のそばとして素人そば打ちはあこがれるものです。

この100%そば粉の打ち方のこつは、水まわし、いわゆる加水を丁寧なことであり、この水まわしによりそば粉に均等に十分水分を加えることで、立派につながります。不思議な気がします。

弁理士をそば粉に例えるならば、水まわしの水は「政策」です。いい政策の下では、弁理士が純粋に

## ご挨拶

一丸となることができます。

最後に、日本弁理士会の会長の擁立も含めて日弁の政策提言とそれを実現するにあたり、日弁会員の皆様全員のご理解とご協力が不可欠です。一部の会員の力だけでは限界があります。日弁会員全員が共

通の認識の下に手をつないでこそ、成し遂げられるものと信じます。

日弁会員の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# ご挨拶

— 今、弁理士・弁理士会に求められているもの・それから —

日本弁理士会会長 佐藤辰彦



## 1. はじめに

106年目の弁理士の日のイベントが無事終了しました。その中でも弁理士の記念祝賀会は内外の多数の来賓や多くの会員の参加で近年にない盛大なものとなりました。また、7月4日に開催した国際シンポジウムには、ゲストスピーカーとして米国CAFC判事・ドイツ連邦裁判所判事・中国最高人民法院元判事・韓国特許法院元所長・東京地裁判事をお迎えし、更にAIPLA・APAA等の日本弁理士会の国際的友好団体の代表等を多数お迎えすることができました。祝賀会には多くの国会議員がお祝いに駆けつけていただき、内外の関係者に弁理士の国際的な活動の一端を披露することができ、弁理士に対する内外の認識を新たにしてもらおう大変に有意義なものとなり、弁理士のプレゼンスを大いに高めることができましたと思っております。これも特に日本弁理士クラブを始めとする弁理士会会員の皆様の絶大なるご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

## 2. 地域活性化運動と国会審議

本年度は①地域知財活性化運動を全国展開する。②弁理士の情報開示を改善する。③来る弁理士法の全面見直しに積極的に取り組む。④弁理士の社会的信頼を向上させるためにコンプライアンスに取り組む。との基本方針の下に会務を運営してまいりました。お蔭様で、これまでの活動で、これらの事業計画もその体制作りがようやく形になり始めました。

今年の春に、ある会誌で、「今、知財改革の進展の中で、今の知財改革は大企業・都市部の人々に恩恵はあっても中小企業や地方の人々には関係がないの

ではという声があがっている。そして、今、弁理士の地域的な偏在、大都市集中型の弁理士のあり方は地域のクライアントのニーズに十分に答えていないのではないか、このままでは弁理士以外の土業にも地域における知財業務への参入をも認めなければ、地域の人は救われないのではないか、等の意見が出されている。」

「大都市と地方との産業構造の格差は大きくなっている。その中であって、地域の人々が大都市に負けないで活力ある町や村を作るため、地域おこしや町おこしに必死になってやっている。これを弁理士がもっと支援すべきであると、強く求められている。」

「このように今、弁理士には事務所から出て地域の産業の活性化に協力することが弁理士の社会的責任として求められている。」と申し上げました。

今般、地域ブランドの保護のための商標法改正・弁理士の著作権の調停・仲裁代理権を認める弁理士法改正を含む不正競争防止法改正の国会審議の過程で多くの国会議員から、弁理士の地域過疎の問題が取り上げられましたが、4月から「日本弁理士会がこれらに対応した活動をしっかりやる」との意思表明を行っていたこともあり、むしろ、国が日本弁理士会の活動を支援するようにとの付帯決議がなされました。このように地域知財活性化運動は国や世の中に対する公約となっております。

## 3. これまでの会務活動

(1) 地域知財活性化運動統括本部の設置

5月中旬に、地域知財活性化運動を展開する総ま

とめ組織として会長を本部長とする統括本部を立ち上げました。今年は都道府県に日本弁理士会の県窓口責任者を置き、これで組織する「知財支援ネット」を通じて日本弁理士会と都道府県単位での連携ルートを確立する作業を行ってきました。関東はそのために公募を行ったのはご案内のとおりです。その後、各支部や地区部会のご協力を得て47都道府県の各県窓口責任者が推薦され、全国県窓口責任者準備会議を開き、さらに地域別の打ち合わせ会を行って9月から一斉に活動を始めました。

#### (2) アクセスポイントの設置

昨年度に設置が決まっていた札幌・仙台のアクセスポイントの設置および開所式を6月に行うことができました。定時総会では金沢のアクセスポイントの設置の承認をいただき金沢の開所式を9月16日に行いました。高松・広島のアksesポイントは10月の第1回臨時総会で設置の承認いただき、年内中には各経済産業局+1（金沢）の設置を目指しております。アクセスポイントは地域のユーザーが弁理士にアクセスする拠点であり、また、地域のユーザーへの発明相談らを行ってゆきます。

#### (3) ふるさと支援隊

地域の知財活動を支援センターが推進していますが、これを支援するグループとしてふるさとを応援する会員を公募しましたところ700名を超える応募がありました。このふるさと支援隊の活動は支援センター・知財支援ネット・アクセスポイントを通じて活躍してもらうこととなっております。

#### (4) 商標キャラバン隊

来年4月から保護される地域ブランド対策のために商標委員会・研修所・支援センターらで構成する商標キャラバン隊を7月1日に結成しました。今後全国の各都道府県を行脚して地域の会員とともに地域のブランドの掘り起こしや相談を展開してゆきます。今年度は各都道府県と連携して県窓口責任者を中心に少なくとも各県1回のセミナーや相談会を弁理士会の事業として行うこととなっております。各都道府県も非常に関心が高く多くの期待が寄せられており

ます。

#### (5) アキバウイング（秋葉原東京分室）

秋葉原クロスフィールドに東京分室を7月1日に開所しました。ここは秋葉原クロスフィールドに集まった大学や企業などと交流しながら東京の拠点として常設発明相談や会員の情報の提供などを行ってゆきます。同日開講した「知財ビジネスアカデミー」の授業の場として活用されます。最近は本会の委員会がアキバウイングで開催されており、すでにご覧になられた方も多いたと思いますが、まだの会員は一度見学されることをお勧めします。つくばEXが開通しこれから秋葉原は見違えるように変わると思います。

#### (6) 地方自治体との知財支援協定締結

5月18日島根県・5月25日高知県・6月1日岩手県・6月6日北海道・6月27日栃木県・7月6日福島県と日本弁理士会との6つの知財支援協定が締結されました。これらの支援協定はいままで不定期に弁理士会の費用で支援活動を行っていたのを、都道府県と弁理士会との役割・費用分担を明確にし、継続的な支援活動を通じて地域の知財活動を活発化させるために締結しました。各県知事もお会いしましたが、いずれの知事も日本弁理士会の支援を強く期待していました。各県は知財に目覚めたのはいいが今後どのように進めれば地域振興になるのかを真剣に考え始めています。

#### (7) 弁理士情報の開示促進

今、多くのユーザーから弁理士情報の開示が不十分で、求める弁理士にめぐり合えない、との批判に応えるため、現在弁理士会のHPにある弁理士情報検索システムを7月1日までに検索しやすくする改善を図りました。しかし、内容はかならずしも十分とはいえないため10月末までに新しい会員情報のアンケートらを行い新しい弁理士情報データベースを立ち上げる作業を進めております。これには会員の絶大なるご協力を今からお願いします。

#### (8) 全国支部化

6月22日に九州支部が発足しました。北海道・東

北・北陸・中国・四国の地域からはそれぞれ支部化の要望書がだされました。これらの地域では設立準備委員会が立ち上がり現在支部設置の検討が行われており、12月の臨時総会で設置されることを期待しております。一方、関東地域はまとめる組織がないため、関東支部化WGを作り、関東支部の構想や進め方について検討を行っております。関東も12月の臨時総会までには設置されるように会員説明会を開催し理解をいただけるように努力しております。関東を中心とした最大の会派である日本弁理士クラブとしても是非に関東支部の設立にご協力とご理解をいただきたい。

#### (9) 中小企業支援

中小企業・ベンチャー支援が求められており、最近、特許庁や中小企業基盤整備機構・中小企業庁・国民生活金融公庫らと弁理士がどのように連携してゆくことが有効かなどを含めて検討作業を行っております。

#### (10) 他士業との連携

6月に公認会計士協会と日本弁理士会とが知的財産の価値評価および情報開示などの領域で相互交流を図り知的財産創造立国の実現に寄与することを目的に協定を締結しました。一方、東京第2弁護士会とは交流研修会を開催し、さらに大阪弁護士会とは8月上旬に交流研修会を開催しました。これからは地域の知財は弁理士と弁護士が守るとの流れが進んできております。弁護士知財ネットや来年度から発足する司法支援ネットとの連携作業も進めています。

#### (11) 弁理士法改正への準備

特許庁と18年度以降の弁理士法の見直しのWGが立ち上がり検討項目の洗い出しや試験制度の論点・ミニマム・リクアイアメントの整理などを行っております。特に試験制度についてはWGで議論する一方、知的財産研究所で内外の委員で試験制度を検討することとなりました。会の中央知財研究所の中でも内外の研究員からなる研究Gを設け、政府側とは別に議論を深めてゆくこととしています。また、法改正の準備のためユーザーとしての日本知財協会・

経団連の知的財産部会との意見交換を行っています。改正のポイントは①弁理士試験制度②業務範囲の見直し③特許業務法人の見直し④弁理士倫理の見直しなどです。今年度中には改正の方向性を決める必要が生じると思っております。

#### (12) コンプライアンス

本年度はコンプライアンス委員会を設置し、会員問題を適切かつ迅速に対応できる体制を構築するために、現行の制度を見直し新しい枠組みで対応できるように検討を進めていただいております。12月の臨時総会に提案したいと考えております。

今年度になってから常習予納残高不足などで戒告2人、経済産業大臣への懲戒請求1人などの処分をしました。これだけに限らず綱紀委員会で調査中2人、審査委員会で審査中1人など会員問題が多発しております。これらには厳正に対応してゆくことが必要ですが、なにより会員が世の中から非難を受けるような行為をおこなうことがないようにしっかり自らを正してゆくことが必要です。でないと、今まで築いてきた弁理士の信用を失墜させかねません。

#### (13) 知財ビジネスアカデミー

アキバウイングに技術と法律と経営の分かる弁理士の育成を目的に外部の専門家と交流し互学互習する形式の研修コースを「知財ビジネスアカデミー」として立ち上げました。本年度はプレコースとして「知財交渉学」などの知財実務コースと「米国民事訴訟」などの国際実務コースが9月からスタートします。更に来年度4月に本格的にスタートするための検討作業も行っております。

## 4. 今後の予定

以上のように本年度は盛りたくさんな課題に挑戦しております。余りにも盛りだくさんで呆れるかたもいると思います。しかし、これまでの活動に対して世の中からは大きな期待と激励を受けています。今、これらのことを進めてゆくことがまさに求められているし、また、実行してゆかないと、弁理士・日本弁理士会の社会的責任を果たすことができず、

## ご挨拶

社会的信頼を獲得することができないと思っております。

7月でようやくその準備態勢が整い、夏を挟んで秋から本格的な活動が開始されました。いま、10月7日の第1回臨時総会、12月21日の第2回臨時総会を開催する予定であります。役員制度改正による会長報酬・全国支部化のための会則改正・アクセスポイント設置の承認・ポイント制の導入に対する決議・補正予算の承認などが第1回臨時総会の議題で

す。第2回の臨時総会では全国支部設置・コンプライアンスに関する会則改正などを考えております。

いずれの課題も会員の皆様のご理解とご支援なくして実現できません。これからの活動にしっかりと取り組んでまいりますので、日本弁理士クラブの会員の皆様の絶大なるご支援・ご協力をよろしくお願い致します。(本稿は春秋会誌に投稿したものを加筆・修正したものです)



## ご挨拶

## —会務活動と弁理士の使命—



日本弁理士会総括副会長 谷 義 一

## おかげさまで

4月に総括副会長に就任して以来、早くも8ヶ月が過ぎようとしています。佐藤辰彦会長の強いリーダーシップのもと、正副会長会9名は一丸となって、日々駆け足で会務に取り組んできております。久保司幹事長はじめ、日本弁理士クラブの先生方のご支援ならびにご協力なくしては、会務を滞りなく進めることができません。会務への大いなるお力添えについては、平素より大変ありがたく思っております。

## 会務活動

本年度は「弁理士のパワーアップを通じて知財創造立国へ貢献を」というスローガンのもと、地域知財の活性化を目指し「地域知財活性化運動」を全国展開しております。その一環として、弁理士の各地域での活動基盤を整備すべく、昨年度に承認された全国支部化の実現に努めてきております。当然のことながら、各地域の実情に適合した形態での支部作りになると思います。地域知財活性化については、今のタイミングを逃すわけにはいかないため、当面の対応として“アクセスポイント”を各地域の拠点として設置しているところです。さらに、地域ブランド保護支援の関連を契機として「都道府県窓口責任者」制度を設けております。地域知財の活性化に向け、各地方自治体と連携して活動するためには、都道府県ごとに弁理士の活動が見える形で公的窓口を設ける必要性があるからです。さらに、知的財産支援センターを中心として、各地域に地縁を持つ700名超の弁理士からなる「ふるさと支援隊」を組織し、これら全体により「弁理士知財支援ネット」を完成させました。これを活用して、各地域で商標キャラバン隊が活躍していることは、皆様ご承知のことと

存じます。わずか半年の間にここまで急展開してきましたが、これもひとえに、地域知財活性化に理解を示され、多大なる労力と時間を割いてくださっている会員が多数おられるからこそ実現できたことです。正副会長会一同、その熱意と社会貢献に対する使命感に敬意を表すると共に、深く感謝申し上げます。

弁理士の業務情報開示のデータベース構築につきましては、社会から強く要請されてきたところですが、社会が必要とする弁理士に的確にアクセスできるように、データベースシステムを工夫して作成しつつあります。短期間でのアンケート回収には多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。アンケート未返答の方については、その趣旨をご理解いただき、是非ともご回答いただきますようお願いいたします。回答数が多いほど当該データベースの評価が高まり、ひいては会員全体にとって、地域貢献ないし中小企業支援という形でビジネスチャンスに還元されてくると考えております。

弁理士法の見直しについては、本年度の重要課題として取り組んでいます。平成12年に改正された弁理士法の5年後の見直しが平成18年以降に予定されており、それに対応すべく、本年度は知的財産研究所の委員会にて検討を行い、来年3月に出される報告書を受けて次年度の産業構造審議会で議論を尽くした後、次々年度に法改正に至るスケジュールであります。本年度は、法改正の基本的な方向付けを行うという意味で重要な年です。知財立国を標榜するなかで、社会での十分な活躍を期待できる弁理士を創生および育成する弁理士制度の構築を目指します。弁理士を「技術と法律の素養を持った知財の専門家」と捉え、そのためにどのように試験と研修をリンク

## ご挨拶

させていくのが適切か、試験と研修制度のあり方につき幅広く検討を加えているところです。

他方、「知的財産推進計画2005」においては、知財人材の倍増ということがテーマとして挙げられています。数値目標を掲げることに對しては、実務家としては違和感を覚えるところでもあります。今後の知財立国の構築の過程で、どのような業態において、どのような質的担保のなされている弁理士が求められるのか、需要が決めていくことであろうと思いません。数値目標云々は別として、我々弁理士が日頃より意識すべき点は、産業財産権を中心とするいわゆる専門範囲の業務については、産業の進展、法律の变革に従って、自己の能力を常に維持向上させることではないでしょうか。社会から尊敬を受け遂行していけるだけの力量、毅然として判断を行い、自負をもって実務を遂行できるだけの手腕を、常に備えていたいものです。そして国際競争力のある弁理士として、企業と共にグローバルな知財戦略を展開していくことこそ、我々弁理士の今後の活躍のステージではないでしょうか。このような両面を十分に意識して実務に臨める弁理士集団を育成していくことが、これからの日本弁理士会の大きな使命であると考えます。

地域知財活性化運動で見れば、その第一段階は日本国内での活動であり、そして第二段階としては、地域産業のグローバル化が達成されることで、究極の地域活性化に繋がるのではないのでしょうか。そのためにも、コアとなる業務において、国際的競争力のある弁理士が多数輩出されてこそ、地域に喜ばれ、貢献できる真の地域知財活性化への支援と言えると考えます。

我々のコア業務の重要性を再確認するためにも、専門委員会と研修所の存在は大きいと思います。専門委員会が充実し、その成果が会員にフィードバックされることで、弁理士全体のレベルアップに結びつくと共に、弁理士のブランド価値を高めるのにも役立つと認識しております。

## 弁理士の使命

プロパテント時代を反映して、弁理士の数は急増

しています。昨年は633名の合格者があり、1万人に到達する日も、すぐそこまで来ています。業務範囲も拡大しています。産業財産権法（特許、実用新案、意匠、商標）に基づく対特許庁手続きや、知財高裁での審決取消訴訟に関する代理人、鑑定や特許相談といった本来の業務に加え、契約、プログラム著作権、不正競争防止法、さらには仲裁や調停の代理人となることも可能となっております。弁理士制度の百余年にわたる実績と経験を生かして、よりいっそう社会的に貢献すべきだという声が、弁理士業界内はもとより世間一般から寄せられているのも事実です。平成16年からは、能力担保措置研修を終了し、その効果確認試験に合格した者については、弁護士と共に特許権等侵害訴訟で代理人として活躍できる場もできました。これも、社会が弁理士の存在を評価してくれたことの証であると思います。特許の取得がワールドワイドに及ぶ点に象徴されるように、知財に関連したグローバルビジネスの経験豊富さが弁理士の強みであろうとも思いますし、さらにその立場を強化すべきと考えます。権利を取得し、その活用を経て、さらなる技術開発を行い、その成果を再び権利化するといった知財サイクルにおいて、ビジネスセンスのある弁理士の育成が社会より要請されております。

我々弁理士は、学者でも理論家でも批評家でもありません。“実務家”そのものです。これまでの豊富な実務の積み重ね、経験を基盤として、知財サイクルの拡大された業務範囲の中で、グローバルなビジネスを意識して取り組んでいこうではありませんか。そして、個々の経験を、研修等を通して他の弁理士と共有していくことで、弁理士全般としてのスキルの明確化と高度化を目指そうではありませんか。

## 終わりに

多岐にわたる本年度事業計画の遂行を目指して、そして、弁理士のプレzensの更なる飛躍に向けて、正副会長会はまだまだ駆け足で事業計画の実行に努めてまいります。

引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 平成18年度からの新役員制度によって 副会長の繁忙性は解消する？

日本弁理士会副会長 一色健輔



副会長としての大役を仰せつかり、今のところお陰様で無事に5ヶ月が過ぎました。副会長としての繁忙性は、ある程度予測はしておりましたが、現実には予想を遙かに超えるものでした。

今年度の正副会長会は無選挙で選任されたもので、次年度検討委員会を前年度に比べると早くから立ち上げることができました。その分、準備はよくできていたはずですが、それでも相当な忙しさです。

私が予想していたことは、副会長は委員会をいくつも持たされて、各委員会に出席して委員会の内容を把握しなければならないから、かなり忙しくなるということでした。しかし、予測していなかったことは、弁理士会内外の機関や団体および支部との会合への出席の多いことでした。

毎週火曜日は正副会長会で朝10時～夜7時頃まで完全に潰れる以外に、特に4月は外部の関係機関(特許庁、最高裁判所、知財高裁、知的財産戦略本部、弁理士会、公認会計士協会、知財協、発明協会、AIPPI、経団連、政治家等)へ正副会長がそろって就任の挨拶に出かけました。5月以降8月までに正副会長会がそろって出席したのは特許庁審判部との会合、外部意見聴取会との会合(2回)、叙勲・褒賞受賞者との懇談会、定時総会の議案説明のための日弁、三派、常議員会への説明会、定時総会、日弁旅行、秋葉原分室の開所式、国際シンポジウム、執行補佐役会、歴代会長との懇談会、東海支部総会、近畿支部総会、九州支部設立総会、附属機関長会議、知財協との懇談会、弁理士制度推進議員連盟との会合、知財政策諮問会議、弁理士会の試験委員との懇談会、特許庁幹部との懇談会、弁理士会総長の送別会、弁理士会

新総長の歓迎会等です。

これ以外にも、研修所の担当副会長として、東海及び大阪弁理士会の訪問、能力担保研修講師との懇談会、新人研修開講式への出席、能力担保研修開講式への出席、経産省の人材育成連絡会議への出席、国際活動センターの担当副会長として、AIPLA(米国知的財産法学会)の会合への出席、知財学会の会合への出席、産業競争力の担当副会長として、6月9日～11日まで北京へ出張、そのほか自民党国会議員の朝食会への出席、弁政連との会合への出席等があります。

このような副会長の繁忙性を解消するために、昨年度(平成17年3月23日)の臨時総会で新役員制度が可決されたわけですが、この新役員制度に対しては以下のような問題点が指摘されておりました。

1. 選挙で選ばれた副会長と会長の指名による執行役員(選挙で選ばれないものを含む)とが執行役員会という土俵において同じ権限を有するのはおかしいのではないかという点。
2. 新役員制度では正副会長会を廃して執行役員会となるわけですが、執行役員会の構成員が正副会長9名以外に最大で20名の執行理事から構成されることになるが、このような大人数の執行役員会がうまく機能するののかという点。

上記のような問題点に対して、役員制度検討委員会では、執行役員会とは別に正副会長会を設けるべきであるという意見と、正副会長会なしに執行役員会のみで運用すべきであるとの意見が当初は対立しておりました。また、執行理事が20人近くになると執行役員会が円滑に運営できないのではないかとい

## ご挨拶

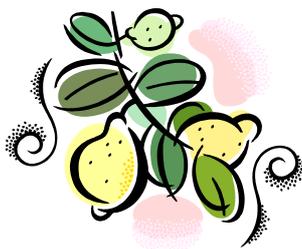
う問題も指摘されておりました。この点については、日弁、連合、近畿・東海支部でも意見が纏まりませんでした。

そこで、上記の問題点を解決し、副会長の繁忙性を解決する方法として、次のような運用が提案されております。その提案の基本にあるのは、①新役員制度を改正することなく運用する、②執行理事は8人以下とし、その大多数を常議員から選任する、③執行理事に選任された以外の常議員を積極的に活用する、点であります。

執行理事を8人以下とする理由の第1は、執行役員会が正副会長9名を加えて17名以上になると、現在の正副会長会で行われているような活発な審議が執行役員会においては難しくなるからです。第2の理由は正副会長の執行理事に対する優位性を人数の点からも確保した方が執行役員会の運営上もよいのではないかと考えるからです。第3に副会長が外務を担当し執行理事が内務を担当するようにする場合、執行理事の負担も軽減できるからです。

次に、常議員の積極的活用についてですが、現在の常議員は常議員会に出席して議決に参加するだけで名誉職的な面があり、内務に積極的に関わっていない人が多くいます。新役員制度では、常議員会は会社で言えば取締役会のような組織ですからその常議員が委員会に積極的に関与して、執行理事の指導のもとに委員会に出席して執行理事の意向を伝えまた委員会の意向を執行理事に伝えて執行理事を補佐することを行わせることは常議員会を活性化するためにも必要と考えます。全ての委員会に少なくとも1名の常議員を担当させ、執行理事はそのような常議員を複数人管理するにすれば、執行理事が内務全般を掌握することが可能になり、副会長は外務に専念できます。

上記のような機構をうまく運用できれば、副会長の繁忙性はかなり削減できるものと思います。来年度から発足する新役員制度が効果的に運用されることを願っております。



# 会務中間報告

日本弁理士会副会長 清水善廣



## 1. はじめに

日本弁理士クラブの会員の皆様には、日頃より、会務に関して、大変お世話になっております。会派担当の副会長として、厚く御礼申し上げます。

担当している会務を中心に、いままでの活動状況を報告させていただきます。

平成17年4月1日、事務局にて、会長挨拶、正副会長自己紹介から正副会長会の活動のスタートを切りました。その日は、知的財産高等裁判所の篠原初代所長の表敬訪問を受け、知財高裁の意気込みに触れ、その後、知的財産推進事務局の荒井寿光事務局長を表敬訪問し、日本弁理士会に対する期待と、激励の言葉をいただきました。当に、知財立国の、真っ只中に放り込まれた感じでのスタートでした。昼食後も、AIPPI、知的財産協会、発明協会と表敬訪問を続け、翌週も、特許庁、裁判所、経団連などと表敬訪問が続き、交換した立派な名刺の束に、副会長に就任したことを実感しました。

## 2. 準備

選挙の後、11月第1週より、週1回のペースで次年度会務検討委員会を開催し、その間、前年度の正副会長を初め、支部、外部機関、事務局など多くの関係者の皆様からレクチャーを受けました。そして、更に議論を重ね、本年度の事業計画、人事、予算等を検討し、準備を続けて本番に臨みました。

尚、本年度は、正式な次年度会務検討委員会の立ち上げ前の8月位から、佐藤辰彦会長を中心に、私的な勉強会をスタートし、政策を中心に議論を行い、次年度会務検討委員会への準備を行いました。未経験の新米副会長にとって、とても有益なものでした。

また、委員会や外部機関の委員等の選任について、次年度人事検討委員会を立ち上げてもらい、正副会長会と一体となった組織作りを試みる事ができました。日本弁理士クラブから、多くの人材を推薦していただき、会務の遂行に大変に助かっております。

## 3. 会務の分担

今年度は、会務について事業部制を採用しました。担当副会長の会務分担は、他会派の分も含め、次の通りです。

|            |       |
|------------|-------|
| 谷 義一 (P A) | 総括    |
| 一色健輔 (P A) | 研修・国際 |
| 清水善廣 (春秋)  | 調整・企画 |
| 竹内耕三 (西弁)  | 組織    |
| 河野 哲 (南甲)  | 政策    |
| 富崎元成 (無名)  | 業務    |
| 亀谷美明 (弁ク)  | 広報・支援 |
| 丸山英一 (同友)  | 情報・会員 |

## 4. 担当会務

### ① 予算

本年度は、昨年度の総会で承認された、全国支部化、秋葉原クロスフィールド（アキバウイング）を含むアクセスポイント等の事業を実行する必要があるため、本年度正副会長会が立案した、「弁理士知財支援ネット」や、「商標キャラバン隊」を含む、「地域知財活性化運動」等を最低限の範囲で実行しようとしても、2億円近くの赤字予算を組まざるを得ませんでした。会員の皆様の貴重な会費を預からせていただいていることを肝に銘じ、無駄のない支出を心がけております。

尚、次年度も赤字予算を組まざるを得ないと予想されますので、次年度会務検討委員会とは別に、予算資料準備委員会を立ち上げ、より精密な予算を立案できるような体制作りを考えております。

#### ② 総会

5月の定時総会は、監査報告を巡って議論があり、支部長、外部機関長による熱のこもった事業計画の説明が続き、また、常議員の1年任期、2年任期の割り振りのための「くじ」等もあり、夕刻7時過ぎの閉会といった長丁場でしたが、事業計画、予算を含めすべての議案を承認していただきました。また、10月の第1回臨時総会では、ポイント制の導入について1時間を超える議論がありましたが、補正予算を含め、すべての議案を承認いただきました。

#### ③ 常議員会

本年度も、総会先議ということで、総会の議案を、常議員会ですべて審議していただいております。4月の第1回常議員会、9月の第2回常議員会では、大変貴重なご指摘をいただき、総会への準備が充実したものとなりました。特に、ポイント制については、大変有益な議論をしていただき、第1回臨時総会での、ポイント制導入についての議案の可決に繋がったものと思います。

#### ④ 監事会

2名の外部監事の貴重なアドバイスを受けながら、コンプライアンスの重要性が叫ばれる昨今の時代背景にあった、監査を行ってもらっております。監事会で指摘のあった事項については、真摯に受け止め、尊重し、会務に生かさせていただいております。

#### ⑤ 弁理士推薦委員会

例年、定時開催の必要もなかったのが、10月現在で8回の委員会開催という活況で、会員の外部活動の活発化を反映し、弁理士試験委員に限らず、多くの委員を推薦いただいております。

#### ⑥ 財務委員会

来る新会計基準の施行に備え、多くの諮問事項をお願いしております。特に新会計基準の下における財務のあり方については、赤字予算の状況を鑑み、

十分な審議をお願いしたいと考えております。

#### ⑦ 会館等委員会

会員増、事務局スペースの観点だけでなく、知的財産立国の時代にあった弁理士会館というコンセプトで、幅広く検討していただいております。来年度設置が予定されております関東支部の組織・活動の方向性の動向をも考慮して、会館設立の必要に迫られた際に迅速に対処できるよう、準備をしていきたいと思っております。

#### ⑧ 調査室

中長期に亘る事案につき、正副会長会をサポートしてもらえよう、組織を充実させるべく、本部、近畿支部、各1名の室員の増員を行いました。

#### ⑨ 執行補佐役

本年度は、次年度の執行理事制度のシミュレーションの意味を兼ね、30名の執行補佐役の方々に、サポートしていただいております。執行補佐役との連携により、充実した会務を遂行でき、ありがたく思っております。

#### ⑩ 関東支部ワーキンググループ

全国支部化推進委員会を中心に、全国支部化の準備を進めておりますが、4,400名を超える会員を擁する関東支部の設立に向け、関東支部ワーキンググループを立ち上げ、準備を進めております。地域知財活性化と会員対応という2つの活動に特化して、小さくスタートし、まずは、関東を一つの地域とした支部を立ち上げる方向でコンセンサスが得られつつある状況です。11月中には、関東支部設立準備委員会を立ち上げ、支部設置会議の準備に入る予定です。

### 5. 最後に

日本弁理士クラブ会員の皆様のお陰で、何とか、前半戦を乗り越えることができました。これから、後半戦に突入することになりますが、今後とも、最後まで、皆様のご支援、ご協力を宜しく願いいたします。

# ご挨拶

## — 弁理士法の5年後の見直しについて —



日本弁理士会副会長 河野 哲

### 一、まえがき

日本弁理士クラブのご推薦を頂き、本年度日本弁理士会の副会長を勤めさせて頂いております。このような経験を与えていただいた日本弁理士クラブの先生方に厚く御礼申し上げます。

とはいえ、予想に反する会務の多さに、笑うしかない毎日を送っているのが現状であります。

私の本年度の重要会務は、弁理士法の見直しでありますので、パテント誌と重複はしますが、皆様方に弁理士法の5年後の見直しに関して現状を報告いたしたいと思っております。

何卒、より良き弁理士制度を目指して、日本弁理士クラブの先生方のご意見を頂きたくお願いする次第であります。

### 二、経緯

平成13年に弁理士法全面改正の施行に際し、同法付則では施行後5年経過時点で必要がある場合弁理士法を見直すことと規定しています。今年度は弁理士法が改正されてちょうど5年目になり、平成18年が5年後に当たります。これを受けて現在弁理士会では見直し作業に取り掛かっているところであります。

今年度4月から特許庁との会合が開始し、主に試験研修制度の見直しに関して議論を進めてきました。7月21日からは知財研において「今後の弁理士制度のあり方に関する調査研究委員会」が始まり、いよいよ5年後の見直し作業が本番を迎えたところでもあります。

### 三、見直し項目

平成13年度に行われた改正項目の柱は以下の3点に絞られます。①弁理士試験制度の変更、②業務範囲の拡大、③特許業務法人制度の導入、であります。更に平成15年度に特定侵害訴訟代理人制度も導入されました。

今回見直される項目はこれら4点が柱ですが、上記知財研の委員会においてはこれら4点に限らず、現在の弁理士制度を高い観点から調査し、幅広い検討を進めて、弁理法の改正を行うという方針で動いています。

弁理士法の問題点の抽出のため、知財研では弁理士アンケートと共に大企業アンケート、中小企業アンケートを実施し、ユーザの声を聞きつつ見直しを行うこととなっています。そのアンケートは既に皆さん方に8月初旬に送られ、ご覧になったことと思っております。

これら知財研のアンケートと並行して、弁理士会でもユーザーアンケートを実施し、改正の方向性を定めて行きます。

### 四、今後のスケジュール

知財研では、10月にアンケート結果報告、平成18年1月に報告書案の検討が成されて一応の結論が出されます。

更にこの結論に基づき産業構造審議会が平成18年3月頃から開始され、平成19年2-6月の国会に改正法案が提出されます。そして国会議決を経て、平成20年4月施行というスケジュールで進むこととなっています。

従って、実質的審議は今年度中に行われるので、弁理士会としては、この審議スピードに追従していかなければなりません。日本弁理士クラブの先生方のご協力をお願い致します。

## 五、試験研修制度について

試験研修制度の見直しとして現時点で纏まっている内容について報告します。

4月より弁理士法改正特別委員会において審議を進めて頂いており、更に特許庁の総務部長との懇談会を経て、在るべき弁理士像に必要な「ミニマムリクワイアメント」を追求してきました。その結果、「ミニマムリクワイアメント」として以下の内容が合意されています。

1. 弁理士を「技術と法律の素養を有する知財の専門家」として位置付けています。
2. 専権業務に関する素養
  - (1) 産業財産権法、民法（部分）、民事訴訟法（部分）、知的財産関係条約についての専門家と言えるだけの知識を具えること。
  - (2) 業務の遂行に支障を生じないだけの技術的理解力を具えること。
  - (3) 報酬業務を行えるに足る実務能力を具えること。
  - (4) 外国からの依頼業務の遂行に支障を生じないだけの国際的制度についての知識を備えること。
  - (5) 審決取消訴訟に代理人として関わるだけの法的知識と実務能力とを具えること。
3. 産業財産権に密接な周辺業務に関する素養
  - (1) 著作権法についての基本的知識を具えること。
  - (2) 不正競争防止法についての基本的知識を具えること。

(3) 契約・紛争処理についての基本的知識（民法（一部）・民事訴訟法（一部））を具えること。

## 4. 特化の対象となる周辺業務に関する素養

- ① 補佐人として訴訟に広く関われるだけの法的知識と実務能力とを具えること。
- ② 外国関連業務の遂行に支障を生じないだけの知識と実務能力とを具えること。
- ③ ADR の代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。
- ④ 契約代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。
- ⑤ 関税定率法上の認定手続における代理を行えるだけの知識と実務能力とを具えること。

## 5. 対人関係に関する素養

他人との相談・情報交換・折衝を適正に行えること。

## 6. 担保手段

1に関しては短答式必須試験・論文式必須試験・必須研修で、2に関しては短答式必須試験で、3に関しては論文式選択試験・必須研修で、4に関しては口述必須試験で担保することを考えており、たたき台を提示して、具体的議論に入っております。

また、登録後においては、技術の専門性、周辺法の専門性、訴訟の専門性、契約の専門性を探求する研修、倫理研修等を通じて、より専門性の高い人材を育成することを考えています。

## 六、おわりに

以上、弁理士法の5年後の見直しについて説明しましたが、弁理士制度のあるべき姿を探求しつつ、より良い弁理士制度が確立するよう皆さんと共に考えていきたいと思っておりますので、ご協力をお願い致します。

# ご挨拶



日本弁理士会副会長 富崎元成

## 1. はじめに

最初に、日本弁理士クラブのご推薦で副会長を拝命することができたことを御礼を申し上げます。短い経験ですが、日本弁理士会の活動、敢えて言えば社会的な関係がこんなに広がっているのかという驚きが最初でした。更に、佐藤辰彦会長のご指導の基に、正副会長の活動は、昨年からの次年度検討委員会での今年度の事業計画、諮問事項、予算等の勉強から検討、及び各委員会の改廃を含めて諮問事項の決定、予算編成作業、地方自治体を含めた霞ヶ関の官公庁、裁判所、各弁護士会等への挨拶回り、定期総会の準備、更に正副会長会の膨大な案件の審議等と、このための膨大な事務作業に追われ何とやることが多いのか、というのが5ヶ月間の率直な感想です。

日本弁理士会の多くの活動の中から、私が担当している各委員会の活動について簡単にご説明し、会員の皆様への私の挨拶と今後のお願いとさせていただきます。

## 2. 弁理士情報の開示

知的財産推進計画2005では、中小・ベンチャー企業による弁理士・弁護士の利用を容易にするため、中小企業・ベンチャー総合支援センター等の窓口を整備し、専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士に関する情報提供や紹介・派遣を行うとともに、弁護士知財ネットの活用を図る、としています。

日本弁理士会は、上記施策を受けて、2005年の7月末迄に、既存の「弁理士リスト検索システム」の動作速度を早くする、検索を使い易くする等の改善

をしました。更に、総合政策検討委員会に諮問して新システムの構想を策定しました。この新システムは、上記知財計画でいう専門分野・実績や料金・経営状況等の弁理士個人に関する情報提供のみでは不十分であると判断し、これらの弁理士個人の情報と共に、2005年11月を目処に弁理士が所属している事務所の情報も併せて開示することとしています。

個人情報保護法との関係もありますが、可能な限り多くの会員の弁理士業務に係わる個人情報、及び事務所の取扱いが可能な法域、専門分野、訴訟経験、実績、所在地、連絡先、料金、サービスの特徴等、中小・ベンチャーに使いやすい情報を開示するようにお願いする予定です。

## 3. ポイント制の導入

会員の対外的・対内的活動について、出来るだけ広い範囲をポイントの対象としたポイント制の導入を図るべきと考えます。近年、我々弁理士に対する社会の期待は大きいものがあります。この中小・ベンチャー企業の知的財産に対する意識も高まりつつある中で、この流れを加速するには、特に我々弁理士のより一層の活躍が期待されています。

この期待は中小・ベンチャー企業に限ったものではなく、小中高大学を含めた学校、TLO、地方自治体、商工会議所、各種組合を含む地域の団体、独立行政法人、国家的な産業政策等からの要請も大きいものがあります。我々弁理士の地道な活動により、革新的な技術を創造し、それを知的財産として活用し我が国の産業、地域を活性化できたとすれば、我々弁理士にとっても喜びであり明日の糧になるともい

えます。

弁理士法第75条には、弁理士、又は特許業務法人でない者は、特許庁における特許等の手続についての代理をすることができない、旨が規定されています。この規定は、幅広い民間サービスへの参入を自由に誰でもできるという経済原則を犠牲にしてでも、我々弁理士に一定の質の担保を条件に国民から付託された独占業務と解されます。この国民からの高度な付託に応えるには、単に一部の会員の自己犠牲的な活動のみでは、上記の非営利的な業務の要請には応えることはできません。

日本弁理士会においては、平成17年3月23日の臨時総会において、社会貢献活動等を行う義務が、会則第40条の第5項として追加することが承認され、さらに、平成17年3月28日に「会務への参加、社会貢献活動への参加は、会員の義務であり、全会員が平等に義務を果たすための手段としてポイント制導入は不可欠である。」旨の意見書が、常議員会から会長に提出されています。

何れにしろ、会員の対外的・対内的活動に対するポイント制の導入について総合政策委員会で答申を基に、会員の皆さんのご意見、ご議論を頂いて実現したいと考えていますので、忌憚のないご意見を賜れば幸甚です。

#### 4. インターネット出願

いよいよ本年10月から「インターネット出願」の運用が開示されます。インターネット出願は、出願書類等の作成、送信、受信等の操作はパソコン出願3とほぼ同一といわれています。ただし、「インターネット出願」では、申請者の偽装、不正アクセス、申請書類の改ざん等の不正を防止するために「電子証明書」制度が取り入れられました。特許制度運用協議委員会を中心に、このインターネット出願の円滑な運用ができるように、会員に対して各地で説明会等を行います。

#### 5. 防災

最近新潟沖地震、関東地域での地震等が頻発しています。防災会議ではこれらの災害に各会員及び弁理士会が迅速に対応できるように、緊急ホームページの作成、緊急時用の電子メールアドレスの登録制度、弁理士会本部に緊急電源用発電設備の設置等、の活動を精力的に行っています。

#### 6. 知財価値評価

知財価値評価推進センターは、日本弁理士会の独立した外部機関として成立しました。知財評価への期待が高まる中で、今年度は組織の確立、評価システムの確立及びマニュアル化、評価人の養成等を重点課題として活動しています。

#### 7. 特許委員会

弁理士の専権業務の根幹を成す委員会として位置づけています。可能な限り会員の日常業務に直結する課題を取り上げるようにしています。今年度は、「特許法の改正及び動向に関する調査、研究」、「審決取消訴訟事件及び決定取消請求事件における最近の傾向についての分析」、「PCT、PLT等に関する調査、研究」等を諮問事項として、お願いしています。

#### 8. 他の委員会

業務対策委員会の今年度の重点課題として、他士業による非弁理士代理人による商標出願手続代理の実態調査を行っています。ADR推進機構は、今年度は日本知的財産仲裁センターの取り扱い件数を増加させるために、地方の意見収集、説明会の開催、技術標準業務の取り入れ等の検討を重点として活動しています。

技術標準委員会は、新規な委員会ですが、技術標準と特許の機能、弁理士の役割等の議論をグローバルな視点で活発に行っています。例規委員会では、今年度は役員制度改正に伴う会令案、全国支部化のための会令案、例規全般の見直し、整理等を重点に活動しています。

## 常議員会について感じたこと



日本弁理士会常議員会副議長 穴戸 嘉一

### はじめに

第1回常議員会（平成17年4月28日開催）において、副議長に選出・就任させていただきました。因みに、議長には吉田精孝先生、もう一人の副議長には森義明先生が選出されました。定時総会に先立つ常議員会とあって平成17年度事業計画及び予算大綱等重要議題が多数議案として提示され、審議の結果、問題なく全て議決された。引き続いて、会規第13号「審議委員会規則」の規定に基づき、例年にならって、調整委員会、第1、及び第2委員会の3つの委員会が構成された。

### 委員会活動

これらの委員会は、会則第78条第1項に定める事項の審議の準備のために設けられるものであり、今年度は、常議員会に対して、会長名で、次のような審議依頼があった。

1. 新役員制度下における常議員会のあり方について
2. 会則第17条「日本弁理士会会則」第104条第2項における支部地域の具体的区割りについて

常議員会としてはこれらの審議事項を2つの委員会に振り分け、第1委員会が審議事項1を担当し、第2委員会が審議事項2を担当することにしたが、審議の進め方として、委員会当日は、最初にそれぞれの委員会で受け持ちの審議事項を議論していただき、その結果を持ち寄って合同の委員会を開き、そこで議論を更に重ねる手法が取られた。

第1委員会が担当する審議事項1についてであるが、何故そのようなことが問題になるのかという疑問

問が投げかけられるかも知れないが、それは、改正会則による新役員制度の下では、常議員会の仕組みが現行とはまるっきり違い、様変わりをしているからである。どのように変わるのか、ここに記載するまでもなくご承知かと思われるけれども、敢えて示せば次の通りである。

常議員会の組織：会長、副会長、常議員、及び執行役員で構成（会則第75条）（現行は、常議員のみ）

常議員会の招集：会長（会則第76条第1項）（現行は、正副会長会又は議長）

ここで注目すべきことは、執行役員の過半数が常議員の中から指名選任される（会則第63条第3項）ことである。同じ常議員でありながら、異なる役職・身分で常議員会に登場する訳である。執行役員になられた常議員は、常議員会において、いったいどのように審議に係わるのかという課題があります。正副会長会もそうですが、執行役員会から出された議題について他の常議員と一緒に審議し、議決に加わるということになるはずであり、本当にそれでいいのかという疑問が起こる。

また、議長は、会則上は登場しませんが、会則第81条には、「常議員会の運営に関し、必要な事項は会令で定める」とあることから、そちらに委ねられることになろうが、おそらく、現行の総会で行われている運用と同様に、議長が選出され、議事が、その選出された議長によって指揮されることになるであろうが、このことについては何ら不自然さは無いように思われる。

第1委員会は、このような多くの曖昧な点を深く検討し、会員が客観的に認識できる程度にあるべき

常議員会の輪郭・姿を見せなければなりません。

第2委員会の審議事項2は、改正会則第104条第1項の規定によれば、「全国すべての地域に支部を置く」とあることから、「支部地域の具体的区割りについて」を緊急の課題として精力的に審議し、合同委員会で「関東支部設立準備作業部会」が作成した「日本弁理士会関東支部について」を問題がないわけではないがおおむね了承するということであった。

### 改正制度下の常議員会の審議事項

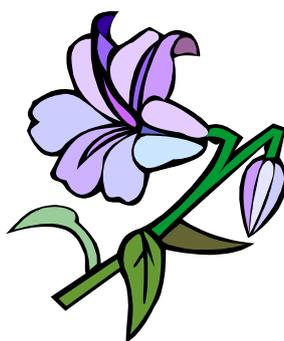
常議員会の審議事項も、現行のものとは雲泥の違いがあり、会則第78条には、次のように規定されている。(1)総会に付する議案に関する事項、(2)総会から委嘱された事項、(3)会規の制定、改正又は廃止に関する事項、(4)本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項、(5)経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項、(6)綱紀委員会、審査委員会、紛議調停委員会及び選挙管理委員会の委員の選任に関する事項、(7)本会又は会員の社会的貢献に関する事項、(8)その他

会長が必要と認めた事項(会則第78条)

このように、現行の審議事項に比べて広範な事項について取り組むことを余儀なくされているから、常議員会の役割は、現行のものとは比べものにならないほど何倍にも増して重要になるものと思われる。

### 結び

最後に、2度目の常議員を経験させていただいたわけであるが、委員会も含めた常議員会の開催頻度が昔と比べて遥かに多いのには驚きであり、また常議員会の会務も大変活発で、常議員の先生方は皆自分の意見を積極的に表明され、それはそれは大変なものである。その年度によって異なるでしょうが、少なくとも今年度は、このように良い雰囲気の中で議事が進められています。それは、常議員の皆さんが日本弁理士会の良き会務運営を志向しているからにほかなりません。副議長として常議員会の会務運営に少しでもお役に立てれば幸いですし、また、そのようにしたいと頑張りますのでご支援ご協力の程宜しく願います。



# いまどきの監事会



監事会監事長 増井忠弔

## 一、はじめに

ひとの場合はいざ知らず、私の場合、苦手な事から逃げ続けていたら、いつの間にかその苦手な事に関わり合っている。数学が苦手と化学を学ぼうち、最も数学を駆使しなければならない物理学にとり憑かれ、同じ理の付く弁理士に関わり続けているうちに、今度は苦手な最たる経理を含む監査である。これも、幾度かの常議員の経験が引き受けさせてしまったものと悔やみながらも、弁理士会の活動全体、会及び弁理士の社会的ポジションのおよその動きが実によく見渡せる役職なのだなど、大体月1回の会務と会計の担当副会長出席の定例会が楽しみになっている昨今である。

## 二、例規上の監事と職務

現在の監事会は、監事長、副監事長2名、監事6名（欠員1）の9名に外部監事2名で構成されています（会則61条（役員）1項3号、4号、63条（役員）の選出）1項、3項、5項）。

監事会の運営などは会則の第9章に規定され、82条（監事会）、83条（監事会の招集）、84条（外部意見の聴取）、85条（調査の申立て）、86条（外部監事の秘密を守る義務）、87条（監事会の細目）の諸規定があります。

また、監事会規則（会令40号）、日本弁理士会監査細則（会規15号）も運営について規定しています。

かつて常議員が行っていた監査機能を果たすのが職務ですから、正副会長の会務の執行と本会の資産及び会計の状況を監査します（82条8項）。会務につ

いては、正副会長会議事録を中心に例規の順守が行き届いているか（コンプライアンス）と内部統制（ガバナンス）の姿をレンズにして、執行の手続的な妥当性、透明性、効率性などの視座からの事後監査が主になります。幸いこれまで企業の不祥事に類するようなことはありませんが、必要に応じて予防監査、摘発監査も会への忠誠心と使命感から行うことができます。

## 三、監事会は対立軸を持たない

何を為すべきかを杓子定規に申しますと、会長及び副会長（そして来年度からは執行理事も）を執行機関とする正副会長会は会員全体の委任を受けて会務を行っているわけで、言い換えれば民法上の委任・受任の関係で正副会長会には職務遂行と意志決定に適法性と妥当性が求められることと併せて、その判断には善管注意義務違反の無いことが求められます。正副会長会の行った職務、判断に対する監事会の監査結果は、例規違反またはそれに基づく会への相当程度の損害を発生させたか、させる虞がない限り、誠実なものとしてその旨を弁理士会総会で報告致します。

会務活動の円滑な促進剤として、こうした視点から近時会員からの監査要望（会則85条）にも対応しております。

このように会務の執行機関に対して独立した存在であるため、その延長線上で、例規上の不備と疑わしい点があれば指摘して、その改正、新設の手当を進めることを提言することも求められます。

## 研修システムのインフラについて



日本弁理士会 研修所所長 幸田 全弘

日本弁理士会研修所（以下、単に研修所と云う。）は、日本弁理士会会則第148条に根拠を置き、弁理士、弁理士となる資格を有する者、そして、その他正副会長会において適当と認める者を研修の対象者とすることで、例えば、新人研修（弁理士試験合格者が対象）は新人研修部会が、会員研修は会員研修部会が、それぞれ永年の経験や実績に基づいて、さらには、会員などのリクエストなどを参照しながらカリキュラムを作成し、講師を選任して依頼し、事務局の支援を受けて会場設営などをしたのち、新人や会員に対し、日時を指定して研修を行なっています。

しかしながら、かかる旧来からの研修方式は、対象者側から見ますと、受講したい研修会があっても、場所、日時の都合で受講できないことが多々あり、特に東京、大阪、名古屋などの都市圏での開催が中心であるため、地方在住会員からは、地方でも開催するようにとの強い要望がされていましたが、費用対効果などを考慮すると、多くの会員の満足を得られる体制ではないと考えています。

一方、年々増加する弁理士試験合格者のうち、平均して30%の合格者は弁理士の業務については全く知らず、出願件数などの減少によって事務所に入って実務研修を受けられる機会も大幅に減少している今日、新人研修は合格者にとって非常に大切なものであるにも拘わらず、受講が義務化されていないため、全体の約10～15%の合格者（なかには実務に明るい人も含まれていることが予測されます）が研修を受けず、社会が求める質の平準化された新人弁理

士を輩出することが難しい現状にあります。

かかる現状に鑑みて、研修所では、『知的財産立国の人的基盤となる質の高い専門家の育成を行ない、かつ知的財産尊重の文化を広めることで、知識社会の発展に貢献する。』

との研修の理念に基づき、

「大量合格者の質の保証、会員個々のスキルレベルの向上、職域拡大への能力担保、変化する制度への組織的対応力の強化、知的財産立国の社会風土醸成」が喫緊の課題である、との認識のもと、

「時間的・場所的な制約の克服、地域格差の是正、運営負担の軽減」

を図って、効果的な研修を行なうことを目的として、鋭意検討の結果、現在、新人研修に採用している「eラーニング」システムを拡充することによって、『365日』かつ『24時間』、会員が研修できるシステムを提供することによって、日本弁理士会における研修制度のインフラを実施することを検討し、遅くとも新しいシステムを、2006年の4月から実施することを計画しています。

このシステムは、いつ（アフター5・休日・業務の合間）でも、どこ（オフィス・自宅）でも受講が可能で、豊富なコンテンツ（研修所作製及び外部作製のもの）を準備し、研修効果をより上げるために「双方向的な会話（たとえば、メール）が可能なシステム」を搭載させることによって、会員に対する「サービスの拡充と向上」および「研修機会の増大」を達成することが可能となります。

同時に、このシステムの採用によって、いままで疎かにされがちであった弁理士を補助する事務所の各スタッフ、特に技術者の方々に対しても、会員に提供される研修を受講させることができるよう配慮することによって、かかる知財社会を支えるスタッフも含め、弁理士のスキルレベルを大幅に向上させ、さらに高度な研修内容の提供によってプロフェッショナルの育成が可能となるとともに、社会人に対する研修も可能とさせることによって知財マインドの醸成を推し進め、弁理士が求められている社会貢献をも果たすことが可能となります。

このシステムの導入には、4～5,000万円前後の初期投資と、システム維持のために年間2,000万円前後のランニングコストを必要とします。しかしながら、弁理士の専門範囲である特許法などの改正、著作権・不正競争防止法など周辺法の改正や運用についての研修は、会員が等しく享受すべき事項ですので、無償の提供とすべきですが、それ以外の研修、すなわち、自己のスキルレベルを向上させるために受ける研修は、これを有償とすることによって、年間必要とされるランニングコストを負担すべきであると考えます。さらに、現在行なっています他の研修、たとえば、倫理研修をも新システムで実施することによって、相応の経費節減を図ることが可能となるものと考えます。

そして、さらなる高度の研修は、研修効果を上げるため、少人数での座学研修を実施することを考えています。また、会員に対する研修も、たとえば、特許法第29条の第1項のみを、最近の判例を交えながら教授することのできるコンテンツなど、きめ細かな内容のコンテンツを豊富に揃え、配信することによって、会員が、個人の状況に応じてスキルレベルを高められるよう配慮してゆきますが、コンテンツの作製には相応の時間と経費を必要としますので、必要性の高いものから対応してゆきます。

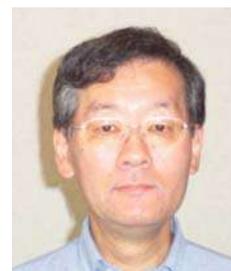
また、新人研修においては、今後の増大することが予想される弁理士試験合格者に対して、質の平準化をし、社会的な責任を果たすには、登録前もしくは登録後の研修を義務化し、相応の知識と技術を有する者と、そうでない者との間に研修課目や期間に差を付け、また、カリキュラムを、すべての合格者が必須とする基礎コースと、自身が将来進みたい道、たとえば、特許を中心とした世界、意匠もしくは商標を主とした世界、さらには外国業務などの道にスムーズに進むことができる分野別コース（仮称）に分けるとともに、必要に応じて研修の効果確認のための試験も併用して、社会が求める弁理士としてのスキルを、比較的短い期間で習得させるなどの配慮も必要であると考えます。

いずれにしましても、先に述べた研修の理念を達成するため、弁理士試験合格者の質の平準化を確立するための研修を提供して社会貢献を図る基盤のコース、専門範囲のスキルアップを中心とする研修を提供して顧客の信頼獲得を目指す会員に対する貢献を行なう発展的コース、事務所のスタッフのポテンシャルアップを図ることのできる研修を提供して組織の強化を達成する業界貢献となる教養的コース、さらには、社会に巣立つ直前の学生などを対象に知的財産意識の醸成を目的とする研修を提供して教育貢献を目指す啓発的コースなどを実施できる体制を早急に確立し、同時によい研修を提供するための優秀な講師の育成にも力を注ぎ、一層の研修の強化拡充を目指します。

そのため、研修所では、総力を挙げて新しいシステムの導入と研修強化のための事業に取り組みますが、会員の皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、研修への積極的な参加と、研修所に対するさらなるご支援をお願いいたします。

以上

# 日本弁理士会中央知的財産研究所から



日本弁理士会中央知的財産研究所副所長 松田嘉夫

## 1. はじめに —研究所私見—

会員間では「中央知財研」「中央研究所」などと略称されることが多いが、正式名称は本稿タイトルのとおりである。当研究所の位置づけとしては、研修所および知的財産支援センターと並ぶ日本弁理士会の附属機関である。前記二者と比べると研究所は規模も小さく地味な機関ではあるが、あえて他にない特色を挙げるとすれば、研究所の名を冠する以上は当然のことかもしれないが、その自主・独立性の高さであろうか。

研究活動というのは、そもそも何らかの制約下で強制されて行わなければならないことではないことであり、これにあたる研究員には自由に議論する場が保証されなければならない。当研究所もこの精神を尊重して運営されており、もとより研究課題の設定や人材起用については運営委員会での検討のみならず正副会長会による承認が必要となるが、ひとたび研究部会として立ち上がったのちはその活動は研究員の自主性に委ねられることになる。

当研究所が扱う研究課題は自ずと実務に関連したものが多く、政策的課題についても格別に排除されているわけではなく、後に紹介するように弁理士試験制度についての検討なども実際に行っている。しかしながら、既定の結論を合理化するための議論が求められるような課題は一仮にそのようなものがあつたとして—前述した理由から研究所にはなじまないと言えよう。当研究所の研究成果は報告書という形態で会員に還元されている。その報告書が仮に日本弁理士会または弁理士にとって口に苦いものであつたとしても、それこそまさに研究所の面目躍如

といったところである。私は研究所とはそういうものであり、そうあるべきであると考えている。

以上、本稿の冒頭を拝借し、ご挨拶に代え研究所についての私見を述べさせていただいた。次項からは研究所がどのような態勢でどのような活動を行っているのかなど、かいつまんで紹介してゆきたい。

## 2. 研究所の紹介

### (1) 体制

研究所の組織は、会員からなる運営委員会と会員外の研究員を含む研究部会とからなっている。

運営委員会は、所長以下若干名の副所長と運営委員とで構成されている。平成8年の研究所設立以来その研究課題の充実ないし多様化に歩を合わせるようにして漸次に増強されてきており、本年度は副所長6名、運営委員19名、これに所長を加えて全体で26名という体制である。運営委員会では、研究課題の選定や研究員の人選、各種行事の企画・実行、予算面の検討等々、充実した研究活動とその成果の実現に向けて月1回の割合で定例会議を開催している。運営委員の任期には、長期的視野から知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査研究等を行うという研究所の設立目的（会令第27号参照）に対応するために2年間で充てられている。

研究部会は課題毎に設置されており、所属する研究員としては、本会会員である弁理士に限られず学者等の学識経験者や弁護士など会員外の人材にも多数参加いただいている。また各研究部会の長たる主任研究員には慣例的に学者の方に就いていただいている。本稿執筆時点では後に紹介するように5つの

研究部会が活動しており、副所長及び運営委員は何れかの部会に対して第1担当、第2担当として関わりその運営作業にあっている。研究部会の一つは関西を拠点として活動しており、その研究員も関西圏の方々によって構成されている。なお、研究員は本会会員として登録されている会員内研究員とそれ以外の会員外研究員とに分類されるが、これは便宜上のものであり何れであるかによって研究員としての活動に差異や制約を生じるわけではない。

## (2) 研究課題

研究所設立以来これまでに取り上げてきた研究課題の数は、現在研究中のものを含めて19に上る。現在活動中の研究部会を紹介すると次のとおりである。

### ・ 損害賠償論

主任研究員：高林龍 早稲田大学法学部・大学院  
法学研究科教授

### ・ コンピュータ・プログラムの法的保護

主任研究員：大瀬戸豪志 甲南大学法科大学院教授  
(前期)  
愛知靖之 京都大学大学院法学研究  
科助教授 (後期)

### ・ 不正競争防止法における営業秘密の保護について

主任研究員：満田重昭 千葉大学名誉教授

### ・ 知財信託について

主任研究員：新井誠 筑波大学法科大学院教授・  
院長

### ・ 弁理士試験制度について

主任研究員：渡部俊也 東京大学先端科学技術研  
究センター教授

## (3) 研究スパン

運営委員の任期と同様に「長期的視野から研究を行う」という研究所の目的の下に、研究部会（研究員の任期）には通例として2年間の期間が充てられる。ただし、この期間は固定的なものではなく、むしろ研究活動の自主性、柔軟性という観点からしても、前記会令の目的規定は長期的な視野に立った研究をも可能とするという趣旨に解すべきであり、実際に緊急的要請等に基づく短期間の研究部会もいく

つか設置されてきている。その一方、均等論～クレーム解釈論～損害賠償論のように侵害訴訟に関わる一連の論点について多年度にわたり連綿として研究が続けられている課題分野もある。不正競争防止法関連のテーマについても同様である。研究所の報告書は多く論文に引用されるなど各方面からの高い評価を得ているが、こうした研究期間についての柔軟性の高さも有意義な成果を生むひとつの要因として当研究所の特徴に掲げられるだろう。

## 3. トピック

### (1) 公開フォーラムと10周年記念行事

研究所では、その活動実績を会員のみならず一般の方々にも広く紹介してゆこうという趣旨から、弁理士の日（7月1日）の記念行事の一環として公開フォーラムというものを開催してきた。公開フォーラムは、弁理士の日の午後に半日を費やして、何れかの研究部会に属する2名の研究員の方による基調講演に加えて時宜に応じたテーマによるパネルディスカッションを行うというのが定例化しつつある。

第1回は平成15年であり弁理士会館の会議室にて開催したが、これが大変に好評であったので平成16年の第2回はより収容力の大きい灘尾ホールにて開催した。第3回にあたる本年は研究所の創設10周年に重なることから、10周年記念行事としてこれまで研究所の活動に特に貢献いただいた研究員及び関係者の方々の功労者表彰をあわせて実施した（ただし表彰式は祝賀会と共に7月4日実施）。本年度の公開フォーラムは、たまたま日本弁理士会の東京分室“アキバウイング”がこの春に竣工なったばかりの秋葉原ダイビルに新設されたことにちなんで同ビル内の真新しいホールにて開催されることとなり、幸いにも多くの参加者を迎えて印象に残る催しとなった。

### (2) 出版事業

すでに触れたように当研究所の報告書は会外にも一定の評価を得るに至っているが、会員以外の配布先としては発行部数の関係から裁判所や大学等の関連する機関または研究者に限定されており、一般

の方々の目に触れる機会は残念ながら限られていた。ところが、ある出版社から損害賠償論部会の報告書につき将来的にこれを出版したいとの申し出があり、これを受けての検討過程で同部会の前身とも言うべきクレーム解釈論部会の報告書を先行して出版しようという運びとなった。

出版物の内容はすでに会員に配布されている報告書をなぞるものではあるが、素っ気ない装丁の報告書とは異なり、本職の出版社が手がける「クレーム解釈論」は、目次、事項索引、判例索引等が整備され、より利用価値の高いものとなる予定である。本誌の発行時期に前後して書店に並ぶと思われるので、目についた際には手に取ってご覧頂ければ幸いである。

なお今後も「クレーム解釈論」に続いて、「不正競争防止法」や当初予定の「損害賠償論」などが逐次刊行される予定であり、このような出版事業を通じて当研究所ひいては日本弁理士会の活動に着目してくださる一般の方々が増えるとすれば大変に喜ばしいことである。

#### 4. おわりに —リクルート事情—

研究所の運営に関わっていると、どのようにすれば研究部会に入れるのかと会員から質問されることがままある。そこで最後に研究員の採用事情につき簡単に触れておくことにしよう。研究員たるべき資格ないし委嘱の基準については実は具体的な決まりはなく、研究所規則5条4項に「研究員は、会員中又は会員外より、所長が正副会長会の承認を得て委嘱する。」といった手続的規定があるのみである。

実際の手順としては、設定した研究課題に適した

人材を、公表されている論文の実績等からの判断、またはすでに研究員となっている方からの推薦に基づいて運営委員会にて人選し、正副会長会の承認を得て委嘱するというのが一般的である。例は少ないが自薦を受けて候補者をリストアップする場合もある。何れにせよ、研究部会にはその課題について主導的な研究を行っている識者の方を会員外研究員としてお願いすることが多く、したがって研究部会の一員となる会員にも相応の意識及び実力が求められることになる。“意識”に言及したのは、残念ながら会員内研究員には部会の欠席が目立つからである。研究員は望めば誰でもなれるというのではなく、その座にあるからにはそれなりの責任を果たしてもらわねばならない。そうした点を理解していただければ、研究所は常に有能な人材を求めているのであって、我こそはと思う方またはそのような人材をご存じの方にはぜひ当研究所まで申し出ていただきたいものである。

一方、研究所の活動に運営委員として関わるという選択枝もある。運営委員の主な仕事は前記のとおりであるが、担当外の研究部会への出席や発言が禁止されているわけではなく、むしろその気になれば相当に勉強させてもらえるという“特権”がある。いきなり研究員というのはためられるという方は、まずは運営委員として参加してみてもどうだろうか。実際に運営委員から研究員を兼務することになった会員もいる。本誌を手に行っている方の多くは日本弁理士クラブの会員であろうから、所属する会派からの推薦を受けることで比較的容易に運営委員になれるのではないだろうか。

(おわり)

# 総勢百名を超える大運動体



日本弁理士会知的財産支援センター センター長 牛久健司

## 支援センターの方向性

### －正副会長会との一体性－

昨年の知的財産推進計画2004を契機として全国の多くの地方自治体（都道府県）で地域知財活性化のための施策が検討され、また実施されつつあります。

本年度の正副会長会の基本的方針の一つは、このような地方自治体の動きに呼応して地域知財活性化運動を展開することです。地域の企業活動に密着した弁理士業務活動を通じた地域知財の掘り起こし、地方自治体からの支援要請に応じた又は地方自治体との共同事業としての知的財産普及活動、今回の商標法改正を好機とした地域ブランドの保護と活用の推進等、この地域知財活性化運動は多岐にわたります。

知的財産支援センターの重要な役割の一つは、日本弁理士会会長が外に向って日本弁理士会の考え方、政策等をアピールしやすい環境を整えることにあります。上記のように本年度の正副会長会は商標キャラバン隊による地域ブランドの保護と活用の推進を含む地域知財活性化運動を積極的に実行する方針を打ち出し、これを外部に向って発言しておりますので、都道府県と協働した知財普及活動はもちろんのこと商標キャラバン隊を背後で支えるのが支援センターの本年度の重要な任務ということになります。

### 支部、地区部会との協働と棲み分け

上記の通り、支援センターの活動は全国的規模になります。

他方では、日本弁理士会には、会員の指導、連絡

および監督の徹底と、より木目細かな地域活動を促進するために、近畿地方（大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀）、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡、長野）および九州地方（福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄）に支部が置かれ、関東地方を除く他の地域に三つの地区部会（東北・北海道部会、北陸部会および中国・四国部会）が設けられております。

したがって、正副会長会の打ち出す支援活動の政策を実現するために支援センター、近畿、東海、九州の三支部および三つの地区部会がそれぞれ地域と役割を分担し、かつ協力して全国的な支援活動および地域に密着した支援活動を行う体制を構築する必要があります。

規則上は、支援センター長が会長の承認を得て、支部、地区部会にその地域における支援活動を委嘱できることになっておりますが（支援センター規則第6条）、実際上は、基本的には近畿、東海両支部がそれらの地域における支援活動を行い、支援センターは設立間もない九州支部および三つの地区部会がカバーする地域については地区部会の活動を優先してこれを援助し、東京を含む関東地区の支援活動と全国的規模の支援活動を担っております。

### 支援センターの組織

支援センターは、総務部、出願等援助部、第1事業部、第2事業部および第3事業部から構成されております。

総務部は、支援センター全体の事務的な管理、支援員の登録管理、支援センターの運営に関する企画

## ご挨拶

および立案、支援センター報案の作成等の対内的な活動と、支援センターだよりの発行、ホームページの管理等の広報活動を含む対外的な活動を行います。

**出願等援助部**は、特許出願等援助規則にしたがって、資力に乏しい中小企業、個人の特許出願について、弁理士費用、印紙代等を貸与または給付するための審査等の運用を行います。

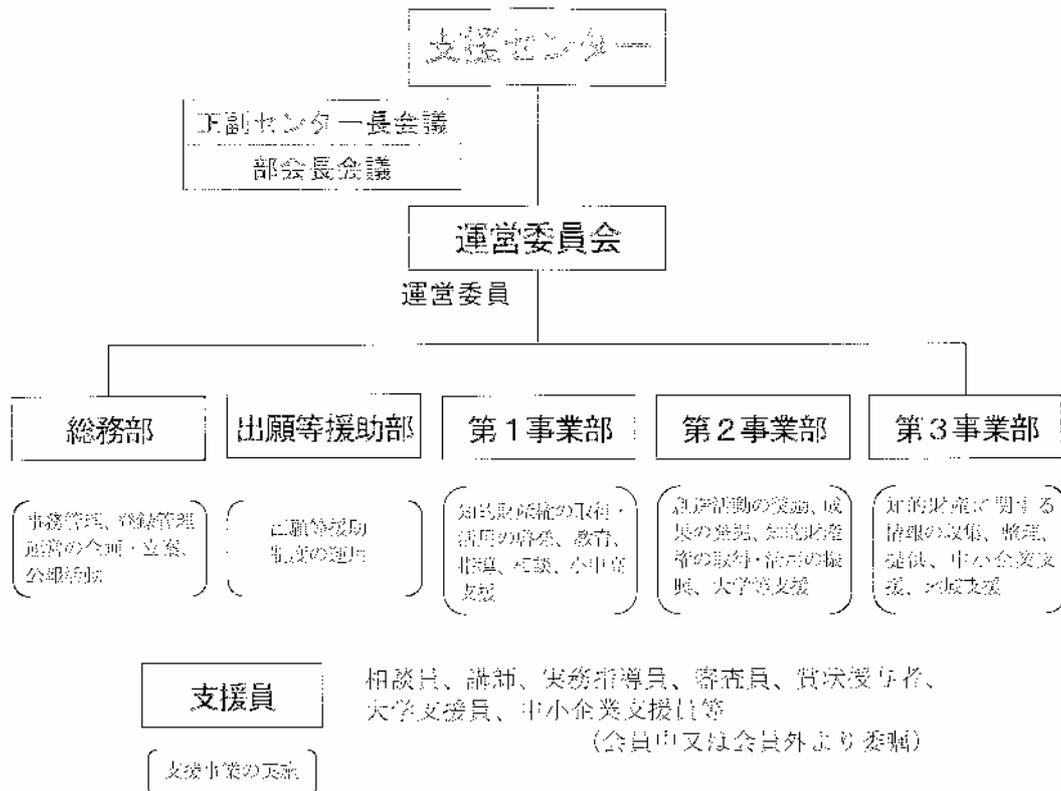
**第1事業部**は、常設無料相談室の管理、運営、知的財産に関する講演会、講習会の開催等を含む知的財産啓発、教育、指導、相談等、知的財産の昂揚普及活動を行います。特許、商標のエンターテインメント・セミナーという寸劇形式のセミナーの実施、小中高支援チームによる小中高支援活動等も行っております。

**第2事業部**は、主に創造活動の奨励、成果の発掘、知的財産の取得、技術移転、大学等（高専を含む）

支援を行う事業部です。特に学援隊を組織して国立大学法人化に向けた支援を多くの大学でのヒアリング結果に基づいて行ってきました。

**第3事業部**は、知的財産に関する情報の収集、全国の補助金制度等の調査、中小企業支援を主な任務とする事業部です。現在は、後述する地方自治体と連携した地域知財活性化活動、ITベンチャー支援の中心的役割を果たしております。

支援センターの上記の各種活動を担うのは**支援員**（ふるさと支援隊を含む）であり、支援員は全会員の中からアンケートに回答することにより意志表示のあった会員によって構成されます。支援センターは支援員データベースと支援員選定基準を有しており、支援員（講師、相談員）の派遣要請に最も適した支援員を選定して派遣しております。



## チェックポイント

上述した基本的な考え方を100名を超える支援センターの運営委員に徹底するために、次の三項目のチェックポイントを設定し、これを名刺大の色厚紙

に印刷し、全運営委員、副センター長に配布しました。これにより自らの行動を常にチェックするようしております。

## チェックポイント

### 1. 正副会長会の方針に合致しているか

支援センターは正副会長会とともに歩み、正副会長会の政策を実現するために存在します。したがって、支援活動は正副会長会の方針と合致していることが必要です。

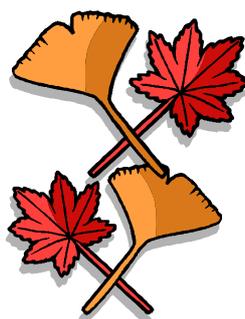
### 2. 支部、地区部会、地区の弁理士と事前に綿密な協議を行ったか

支援センターと支部、地区部会はその役割を適切に分担して互いに協力することにより効果的な支援事業を実現します。また、会員の自発的な支援活動は尊重すべきものであり、阻害することがあってはなりません。

支援事業の企画の段階から支部、地区部会、地区の弁理士との意志の疎通を図りましょう。

### 3. リスクマネジメントは万全か

問題点を残したり世の中から批判を浴びるような結果が生じたとすれば、せっかくの支援活動がかえってマイナスになります。支援活動、事業の前に、その内容についてリスクマネジメントの観点から具体的かつ客観的にもう一度検討してみましょう。



# 日本知的財産仲裁センターの活性化

## — ADR の促進に向けて —

日本知的財産仲裁センター 運営委員長 井澤 九二男



### [センターの現状]

本センターは、平成10年の発足から足かけ8年目に入った今、大きな岐路に立っている。申立受理件数が極端に落ち込み、その存在意義が改めて問われる状況となっている。

我が国では、古来、権利紛争が生じたときは、まず当事者間で話し合い、そこで解決が見つからないときは、長老や賢者といわれる人物の仲立ちで話し合いを行い解決に至ることが殆どであった。たまたまそこで解決に至らなければ、裁判で決着をつけるということであった。

ところが、近代・現代の紛争解決は、当初からいきなり裁判に訴え、判決による強制的な解決を求める傾向が多くなって来た。これは企業規模の大型化に伴い、紛争それ自体の大型化・巨額化によって、紛争処理担当者（企業法務担当者や紛争処理の依頼を受けた代理人など）の責任が重大化したため、その解決に当っては、合理的な解決（話し合いによる解決・第三者調停人を介しての話し合いによる解決）を求めるよりは、むしろ裁判所による判決という国家権威にたよる解決を求める傾向となったことによる。そこには、判決であれば、不利な結果が出た場合であっても、「判決であれば致し方ない」と関係者を納得させるという効果があるからである。

このような紛争解決についての認識が関係者にあるかぎり、調停・仲裁という話し合いに基盤を置く裁判外紛争解決手段はあまり利用されないことになる。これを打破しなければ、センター業務の活性化は計れない。

### [ADR基本法]

司法制度改革が進む中で、平成16年12月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が公布された。裁判によらないで当事者の話し合いに基盤をおいて紛争を解決する手続、すなわち調停や仲裁によって紛争を解決する手続、いわゆる ADR (Alternative Dispute Resolutions) によって紛争を解決する手続に関する独立した法律が制定されたのである。新仲裁法（民法中に規定されていた仲裁に関する条項を廃止して、この独立法規を制定した）、あるいは ADR 基本法などと略称されている。

このように、裁判外の手続で紛争を解決することを国家司法制度上の政策の一つとして促進していくという基盤は一応整備されたことになったが、肝心の ADR 利用活用についての環境基盤の整備が殆ど進んでいない。すなわち、裁判による解決を最重視する考え方から裁判外の紛争解決（調停・仲裁手続など）をも考慮して、紛争解決に対処するという考え方を広めるための施策が一向に進んでいない。

勿論、この ADR 利用活用についての環境基盤整備については、関係国家機関が国家司法制度の一環として強力に推進すべきことである。同時に、具体的な紛争処理についての相談を受け、これを直接担当する我々（弁理士や弁護士）自身もその意識を改革し、ADR 推進のための活動をすることが求められるのである。

### [知的財産推進計画2005]

知的財産推進計画では、知財保護強化と紛争処理機能強化が提唱されている。知財保護強化について

は、損害賠償額の高額化、刑事罰の強化、知的財産高等裁判所の設立など着々と施策が具体化されている。

他方、紛争処理機能強化については、「裁判外紛争処理を充実する」として、「日弁連、日本弁理士会等の関係者間で、知的財産の評価や標準化に関する特許権等の判定や、紛争処理など、利用の可能性のある分野について検討を行い、所要の措置を講ずるよう要請する」とされている。

知的財産戦略本部からのこれらの要請は、本センター、日本弁理士会等に対する新規サービスのメニュー強化ということであり、これはこれで我々もユーザーに対する新規サービスの開発に努めなければならぬ。

しかし、肝心なことは「裁判外紛争処理手続の利用の促進」である。サービスメニューのメインである調停、仲裁の利用が促進されないことには、その他のメニューが追加されても、それは単に追加されたに止ることになる。この利用促進については「知財推進計画2005」では直接の言及がないのが残念である。この点については、我々自身も努力する外、知財戦略本部などの関係機関に対する利用促進のための施策の提言を行うということが必要となる。

#### [我々弁理士の対応]

弁理士は、本センターにおいて調停、仲裁手続を行う代理資格を持っている。現在では、この代理権が及ぶ機関としては、本センターと日本商事仲裁協会の仲裁センターの2ヶ所であるが、このような指定紛争処理機関の拡大も行われることになり、我々が活動する職域も拡大する方向にある。

このように職域拡大がなされても、形式的な拡大に止まっては意味がないことであり、実質的な拡大効果を得るためには、個々の弁理士が本センターの

利用に積極的な姿勢で望むことが必要である。これは、代理人の仕事を増やすということではなく、依頼人のメリットを考えて、紛争を合理的解決するという姿勢を持つということである。

知財紛争についての相談を受けたときは、本センターにおける調停、仲裁による解決ということをまず必ず検討し、依頼人に提示、推奨することに努めていただきたい。

#### [センターの対応]

裁判外紛争処理についての周辺の状況は以上に説明した通りであるが、このような状況の中で、センターが直面している最重要課題は、如何にして調停、仲裁による紛争解決（すなわち ADR）を活性化させるかということ、すなわちセンターに持ち込んでくる申立事件（調停、仲裁、センター判定）を増加させるかということである。そのために運営委員会内に ADR 活性化実行プロジェクトを設けて、運営委員会からのメンバーの外、弁理士会、日弁連からの行動力のある若手メンバーの参加を得て、行動開始をしたところである。

#### [ご協力のお願]

ADR の活性化は、司法制度の枠組みの中で行われる必要があり、そのためには関係諸官庁、機関、組織の力によらなければならない面が基本にはあります。しかし、我々、弁理士・弁護士各自が、そしてセンター自体が自分自身の足元から着実な努力をしなければなりません。

ADR 活性化のための各位のご理解とご協力を切に望むものであります。

日本知的財産仲裁センターについてご理解を深めていただくため、センターの運営委員会の部会編成と本年度の事業計画を以下に掲げます。

2005年度日本知的財産仲裁センター  
運営委員会部会編成プロジェクト

| 部 会 名       | 取 扱 い 事 項   |
|-------------|---|
| 事務局運営部会     | 事務局指導体制、事務局統括、支部調整、情報管理、資料整備                                  |
| 事件管理部会      | 調停、仲裁、センター判定事件管理全般（事件受理、調停人仲裁人判定人の選任、事件管理者の選任など）              |
| 法律相談管理部会    | 法律相談の管理全般（照会対応、法律相談員の選任など）                                    |
| 広報・研修部会     | リーフレット、規則集、ガイドブック等の作成、整備、広報活動全般、ホームページの更新保全、研修会、シンポジウム等の企画、実行 |
| 規則部会        | 規則に係る事項全般（新設、改廃など）、書式集などの整備                                   |
| 国際・渉外部会     | WIPO、その他の国際機関または内外の民間組織との交流                                   |
| ドメイン名事件管理部会 | J P ドメイン名紛争処理に関する事項全般（受理、パネル選任、事件管理者選任など）                     |

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| I P 評価研究会プロジェクト   | 職務発明についての相当対価の算定方法について         |
| センター出先機関設置プロジェクト  | 高裁所在地、その他に地におけるセンター出先機関の設置について |
| 申立事件増加抜本策行動プロジェクト | 申立事件数増加のための抜本策の策定とその実行         |

2005年度 日本知的財産仲裁センター事業計画

1. センター窓口の全国拡充に向けたネットワークづくりの検討とその実施（第一段階として、高裁所在地におけるセンター連絡窓口アクセスポイント設置の具体化）
2. 調停・仲裁およびセンター業務に関するユーザー向け広報活動方針の策定とその実施（研修会、シンポジウムを含む）
3. 日本公認会計士協会、日本知的財産協会等の国内関係団体との協力・連携の維持強化（連絡協議会、共同研究の実施）
4. WIPO、その他の国際機関、民間関係団体との交流・協力・連携の維持強化（WIPO とセンターとの共同シンポジウムの開催など）
5. 調停人・仲裁人・判定人候補者、運営委員会等

の関係者向け研修会の実施（仲裁法、ADR 法、個人情報保護法などセンター運営に関する法規などについての研修）

6. 個人情報保護法の施行に伴い、事務局（支部をふくむ）における情報管理体制の確認と整備（個人情報取り扱いマニュアルの作成、個人情報取扱管理規程の制定などを含む）、事務局職員及び関係者への研修の実施
7. I P 評価研究会プロジェクトの継続（フェーズ 2：職務発明についての相当対価の算定基準・算定方法について）
8. 申立事件増加抜本策の策定・行動によってセンター業務の活性を促進する。

以 上

# ご挨拶



知的財産価値評価推進センター長 丸島 儀一

## 1. はじめに

昨年度は副会長として日本弁理士会の活動に参加させて頂き、日本弁理士クラブの諸先生の多大なご援助、ご協力を賜りました事をこの場をお借りして先ず御礼申し上げます。

日本の知財立国の確立に向け日本弁理士会の立場で関与させて頂きました、仕事は激務ではありましたが楽しく一年を過ごさせて頂きました。特に正副会長会で諸案件を熱心に議論した事や内外の諸団体、諸機関、諸委員会での議論がとても深く印象に残っております。

任期終了後は個人的に深く関心を持っている知財人材育成の分野での活動に重点をおこうと思っておりましたが、佐藤会長の指示もあって、本年度も二つの昨年度に新設された委員会担当執行補佐役、新設センター長、研究員、二つの委員会委員、センター監事と日本弁理士会の活動に参加させて頂いております。いずれも昨年度深く関与した分野に関連することなので続投の感じです。

本年度も日本弁理士クラブの先生方のご指導、ご協力も得ながら職責を果たしたいと念じております。

## 2. 活動の基本となる考え

知財の創造、保護、活用のサイクルの全範囲での知財の専門化として弁理士の活躍が期待されている今日、日本弁理士会として、最も重要な創造、保護の分野は経験豊富でもあるし新弁理士に対する質の向上策も積極的に取り組んでいるのでともかくとして、急増する新弁理士も含め一般的に経験の浅い活用の分野での弁理士の積極的な活動を促し、活動し

やすい環境基盤を整備するのが急務だと考えております。

## 3. 知財活用と活動の分野

ご承知のように、産業界の知財活用は広範囲にまたがりますが基本は事業を優位に展開する為の活用で本来なら自身の知的財産権の排他権の活用が好ましいわけであるが、業界にもよるが自前主義が取れない状況下では事業運営においてアライアンスが必須の要件となり、産学連携、産、産連携による研究開発連携、事業連携、技術標準化活動連携、知財連携、やM&A等が積極的に展開されます。

これらの連携活動において知財に関する契約、交渉、相対的及び絶対的価値評価、鑑定、調停、仲裁等の業務が必要になり弁理士としての主な活動分野となると思います。

一方、知的財産の資産の流通、流動化の活用として実施許諾、譲渡、担保、証券化等を自身で或いは信託制度を活用して行われます。

この分野においても契約、交渉、価値評価、鑑定等の業務が弁理士として主な活動分野となると思います。

これらの活動分野では何らかの関係で広い意味での知的財産の価値評価が求められます。

## 4. 知的財産価値評価推進センター

### A. 当センターの設立

ご承知のように当センターは本年度、日本弁理士会の付属機関として新設されたものです。

知的財産の価値評価に関しては平成8年度から日

## ご挨拶

本弁理士会内の委員会で継続的に研究等を行って参りましたが、昨年度、鈴木正次先生が委員長を務められた知的財産価値評価対策センターの委員長はじめ委員の先生方のご努力により、今までの研究等を継続して発展させるべく昨年度の総会で附属機関としての設立が認められたものです。総会では議論もありましたが同センターの提案内容通りでご承認が得られ良かったと思っております。

担当副会長を務めた私からもご賛同の意を表して頂いた先生方にこの場をかり改めて御礼申し上げます。

### B. 当センターの主な役割

当センターの主な役割は

1. 日本弁理士会に対する裁判所、その他から鑑定評価人等、知的財産の評価人の推薦依頼に対し、会員で登録済みの評価人候補者の中から評価人を推薦すること、
2. 知的財産の価値評価に長けた人材の育成を図ること、
3. 評価人の評価に参考となる評価ツール、関連資料の作成と管理をすること、
4. 知的財産の価値評価に関する多様なニーズに対応するための研究と体制を確立すること、

で、これらの活動を通じ、弁理士が知的財産の価値評価に関与する機会を増進し、支援し、価値評価について客観性及び妥当性の向上を図ることにより知的財産価値評価業務の改善進歩を促し、知的財産の積極的活用を図ることであり、合わせて各弁理士が知的財産の価値評価業務で得た知識、経験が新たな知的財産の創造や権利取得にも還元される環境を創出することによって、知的財産創造立国の実現に貢献して往くことと思います。

### C. 当センターの活動

私が当センターの初代センター長を仰せつかりましたが、8名の副センター長の内、日本弁理士クラブからは鈴木正次先生、久保司先生、渡邊功二先生、西村公芳先生が就任されております。

当センターの運営は正副会長会（担当副会長富崎

元成先生）のご指導の下、正副センター長会、部長会が中心となり66名程の運営委員で行っております。

本年度の実際の事業活動概略は以下の通りです。

総務部：

- ① センター全体に係わる事項
  - ② 各事業部の調整
  - ③ 対内外関係団体、機関との折衝
  - ④ 新しい評価手法の検討
- 等

第一事業部：

- ① 特許権の価値評価についての評価手法、評価項目の再検討
  - ② 意匠権、商標権、著作権についての価値評価の検討
  - ③ 特許権、商標権等、複合した権利の評価手法の検討
  - ④ 評価を行う基準につき、原案作成、外部有識者を含めた審議会及び意見募集の開催
- 等

第二事業部：

- ① 知的財産の価値評価に必要な市場調査や事実認定に役立つ資料の検討
  - ② 評価要約書や価値評価指標の整備、過去の要約書の整理方法の検討、評価内容の整備作業方法の検討、評価結果の表現方法の統一様式の検討
- 等

第三事業部：

- ① 評価人候補者（評価人推薦依頼に対して推薦対象となる候補者）の能力向上研修
  - ② 日本弁理士会の一般会員に向けて同会研修所と協力して行う研修
- 等

尚、知的財産価値評価推進センターの組織、活動の詳細は日本弁理士会電子フォーラムに掲載しておりますのでご覧頂きたいと存じます。

活動について特記すべきは、副センター長、部会長をはじめとして運営委員の先生方が極めて熱心に

活動しており、定例の会合以外でもテーマに応じた検討会を積極的に行い、電子メールを活用した検討、意見交換等は深夜まで行われるのが常です。本当に頭が下がります。

#### D. 他の団体、機関との協力活動

##### ① 本会研修所との協力活動

- ・本会研修所が企画する知的財産価値評価に関する研修への講師派遣、
- ・本会研修所のご協力を得て行う本センターが企画する一般会員向け研修、

幸田全弘所長のご承諾を得て研修所のご協力を得てe-ラーニングによる研修を第三事業部で準備中

##### ② 公認会計士協会との協力活動

当面は相互に相手方の専門的知見を事業活動に生かすため、

- ・当センターの事業部の活動、特に第一事業部の活動の会合に公認会計士協会からオブザーバーの派遣をお願いする。
- ・公認会計士協会の部会活動の会合に当センターからオブザーバーを派遣する。
- ・相互に上記の趣旨の研修について検討する。

この両者の協力活動は本年6月に日本弁理士会と日本公認会計士協会の間で締結された「知的財産関連分野での協力関係に関する合意書」の内容に基づくものです。

この合意書が締結されるまでの経緯は昨年私が担当したWG（村木先生、笹島先生、谷先生他）の活動に始まり、本年度執行補佐役を仰せつかった対外協力事業推進委員会（委員長村木清司先生、担当副会長谷義一先生）が中心となり活動した内容を正副会長会で纏めたものです。

この合意書の内容は合同記者会見の場で公表させて頂きました。

##### ③ 中小企業、金融公庫との協力活動

正副会長会の依頼を受け現在検討中

#### 5. 知的財産の価値評価と環境の整備

知的財産の価値、特に絶対価値を正確に評価するのはとても難しいことだと思います。然し、これからは知財活用の多くの場面で知財の価値評価が求められると思いますし、知財活用のベースになると思います。

評価を難しくしている一つは知的財産の固有の性質と、持つ人、活用の仕方によって価値が大きく変わることにあると思います。

一般に企業活動の中では絶対価値評価のみならず、競業会社との知財力の比較に相対価値評価やM&Aの場合のように外から見えない契約による知財力を評価する事も必要になります。

その他、前3項で述べた知的財産の活用分野で求められる知財の価値評価はその目的に適った手法をとることが求められるでしょうし、知財活用の事業の内容についての見識も求められることと思います。

このような多様性、専門性が求められる知的財産価値評価の信頼性、公平性を高めユーザーの安心と満足を得るためには他の士業との協力と評価の依頼を受けやすくする場、例えば総合知財評価センター（仮称）の設置が望まれると思います。

従って、日本弁理士会として会員が知財評価の活動に積極的に参入できるような環境基盤の整備に関わる活動が重要になると思います。

以上

# 付属機関化した国際活動センターについて



日本弁理士会国際活動センター センター長 藤村元彦

## 1. 国際活動センター設置の経緯

弁理士の仕事の中で、外国事件の占める割合は非常に大きいことが過去の弁理士の業態調査アンケートの結果明らかである。

弁理士会としては、会員のために外国特許情報の収集や日本の知的財産保護制度に関する情報の海外への発信などについて、国際活動委員会によって対応してきた。更に、外国弁護士の日本への参入問題、米国の侵害訴訟におけるいわゆる守秘特権の日本弁理士による享受の可能性、専門家の資格相互承認問題などの弁理士業自体に関する問題を外弁問題検討委員会や国際政策委員会などによって対応してきた。

一方、発明協会アジア太平洋工業所有権センター（APIC という）によるアジアの知財人材育成事業に対する支援と協力を、海外協力委員会を窓口として継続してきた。

また、アジア諸国における模造品問題も大きな問題となり産業競争力委員会によって対応してきた。

かかる国際問題に関する4つの委員会を一本化して平成15年度から国際活動センターとして対応することにしたのである。

## 2. 産業競争力委員会の復活

しかして、弁理士業の主たる業務の権利設定までの出願代理業務に対して、模造品防止対策問題は、単なる権利侵害の問題として片付けることもできず、いわゆる水際対策、仲裁、などの多岐に亘る諸問題の検討を必要とするところから、模造品対策問題は、国際活動センターとは別の委員会によるほうが良いということになり、平成16年度からは、国際活動セ

ンターから切り離して、産業競争力委員会を復活させたのである。

## 3. 国際活動センターの付属機関化と活動方針

国際活動センターは、初めから、いずれ日本弁理士会の付属機関とすべきであるという意見があり、昨年度の総会において、会則改正がなされて、国際活動センターが付属機関となり、今年度（平成17年度）4月1日に発足した。

会則の規定によれば、国際活動センターの目的は、「知的財産の保護及び弁理士業務に関して本会の国際活動を継続的かつ統一的に行い、もって知的財産制度の発展に寄与する。」となっている。

かかる目的を達成するために、国際活動センターの具体的な活動方針は、日本弁理士会の特質を生かして、海外の知財関連団体や機関との人的交流を通じて、知財関連情報の収集のみならず、日本弁理士会としての意見の発信をなし、かつ、会員の海外活動に資する施策を行うこと、としている。

## 4. 具体的活動

### 4-1) 海外知財団体との人的交流

AIPLA（米国知的財産弁理士会）、CIPA（英国弁理士会）、PAK（ドイツ弁理士会）、FICPIなどの欧米の弁理士団体、中国、韓国を始めとするアジアの弁理士団体とのジョイントセミナーを軸とする人的交流を継続している。

AIPLA に関しては、春の弁理士会 AIPLA 訪問団とのミーティング、秋のアンニアルミーティング及び冬のミッドウィンターミーティングにおける特別

ミーティングの計、年3回のミーティングによって、特に太い交流のパイプが出来上がっており、今後共、この交流を継続していくべきであると考え。特に、今年度からは、AIPLA 会員向け法律改正などに関するニュースを日本弁理士会への会員向け情報の情報源とすることの了解を得たばかりである。

欧州に関しては、一昨年11月の弁理士会の CIPA への公式訪問に続いて、昨年11月に CIPA からの公式訪問団が来会した。また、昨年6月のドイツ弁理士会への弁理士会の公式訪問に続いて、今年9月にはドイツ弁理士会への約20名の訪問団を派遣してジョイントセミナーの開催をすることになっている。この訪問団の特徴は、半数がセンター員ではない一般会員からなる点である。ジョイントセミナーのみならず、EPO、GPO、裁判所への見学コースも企画されている。会員の海外研修の一助にもなると考える。

#### 4-2) WIPO などの国際機関の会議へのオブザーバ派遣

PCT の制度改正や SPLIT の条約ドラフトの策定の議論のための国際会議にオブザーバを派遣して、情報収集をしている。得られた情報は、ジャーナルへの報告書の掲載のみならず、パテント誌への投稿などによって、会員へのフィードバックをしている。

特に、最近の特許ハーモの議論は、南北対立によって、停滞しているが、米国の先願主義への転換の問題とも絡んで、微妙な情勢である。

#### 4-3) 海外在住弁理士とのネットワークの構築

海外に在住する日本人弁理士との連絡ネットワークを構築して、海外在住弁理士の弁理士会との連絡を密にして、将来の弁理士会の国際活動のための人材育成にも資することにする。

#### 4-4) 海外情報の収集・会員への周知

上記したような国際活動センターとしての活動報告をパテント誌やジャーナルによって行うとともに、

今年度から、AIPLA 会員向けの情報を情報源とする会員情報提供をなすことを企図している。

#### 4-5) 英文ホームページの更新

昨年度（平成16年度）に英文ホームページの掲載内容について、国際活動センターとしての方針が決まっているので、これに従って、更新作業を進める。現在のところ、年1、2回の更新を考えている。また、英文ホームページの閲覧者は、英語を理解できる知財関係者（外国の弁護士、弁理士など）を想定している。

#### 4-6) 国際シンポジウム、セミナーの企画・実行

正副会長会の要請に応じて、去る5月29日の知財学会での弁理士会セッションを「国際特許ハーモの潮流」と題して AIPLA 及び FICPI からの講師を招いて実行した。更に7月4日の弁理士の日の記念事業としての知財高裁設立記念国際シンポジウムを日本、米国、ドイツ、中国、韓国の現役判事及び元判事を招いて実行した。

更に、アジア知財人材育成セミナーを去る3月にシンガポールにおいて開催したのに続いて、今年度も、同様なセミナーを企図している。アジア知財人材育成事業は、日本弁理士会のアジアにおけるプレゼンスを高めるためにも継続する必要があると考える。

## 5. おわりに

以上、国際活動センターの附属機関化の経緯と、現状の活動について、大まかにご紹介した。弁理士会の国際活動が、海外情報の素早いキャッチアップとこれの会員へのフィードバックのためのみならず、弁理士会自体のプレゼンスを高めるためにも重要であると考え。皆様のご理解と、国際活動へのご参加を期待したい。

以上